

申し込み時の必要事項

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**心身・精神障がい者の
交通費助成制度の手続き**

現在の①自動車燃料助成券
 ②福祉タクシー利用券③福祉
 乗車証の有効期限は3月31日
 (金)です。①②は2月22日(水)、
 ③は3月1日(水)から該当する
 窓口で更新の手続きをしてく
 ださい。

持ち物旧乗車証、印鑑、各種
 手帳。①を申請する方は車検
 証(写し可)。

△心身障がいのある方▽

お住まいの区の区役所保健
 福祉サービス課へ。

**平成18年度
敬老優待乗車証の申請**



70歳以上の市民が、バス、
 地下鉄などの公共交通機関
 を優待料金で利用できる敬
 老優待乗車証。交付の対象
 となる方へ、2月上旬に申
 請書を送付しますので、希
 望者は必要事項を記入して
 返送してください。詳しく
 は同封の「お知らせ」をご
 覧ください。

対象①②Ⅱ次の手帳をお持ち
 の方。A身体障害者手帳1、
 2級B戦傷病者手帳特別項症
 Ⅲ第3項症に該当C療育手帳
 A①療育手帳Bかつ身体障害
 者手帳3級。ただし、A②は
 視覚、下肢、体幹、内部障が
 いに限る。

③ⅡA③C④の手帳をお持ち
 の方。

【詳細】区役所(1階)の保健
 福祉サービス課

△精神障がいのある方▽

3月までは区の保健センタ
 ー、4月以降は区役所の保健
 福祉サービス課へ(3級の方

提出期限2月15日(水)(必着)。

交付対象者平成17年12月31
 日時点で札幌市に住居登録
 があり、現在も引き続き居
 住している方で、生年月日が

昭和11年10月1日以前の方。

利用可能額1万円～5万円
 (1万円ごと)。それぞれ千
 円～1万円の利用者納入金
 の負担が必要。

利用できる交通機関乗車カ
 ードⅡ市電、地下鉄、ジェ
 イ・アール北海道バス、じ
 ようてつバス、中央バス。
 乗車券Ⅱばんけいバス、夕
 鉄バス。

※乗車カードと乗車券を組
 み合わせて申請できます。

【詳細】市コールセンター(1
 階)の保健福祉サービス課

(222)4894か区役所(1
 階)の保健福祉サービス課

は4月3日(月)から受け付け。
 現在の助成カードを使い終え
 てから申請)。

対象精神障害者保健福祉手帳
 をお持ちの方。

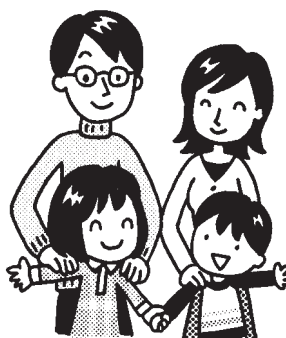
【詳細】区役所(1階)の地域
 保健課(東区は☎321
 1、南区は☎5815211)

**障がいのある方の補装具な
どの自己負担額改正**

市民税非課税世帯(生活保
 護を受給されている方を除
 く)で障がいのある18歳以上
 の方が、補装具・日常生活用
 具・ファクスなどの給付を受
 けた場合、月額千100円の自己
 負担金が掛かるように変更と
 なりました。

【詳細】区役所(1階)の保健
 福祉サービス課

児童手当・特例給付



2月期(10月～1月)分の
 手当は2月13日(月)に指定の金
 融機関に振り込まれます。該
 当する方(小学校第3学年修
 了前までの児童を養育して、
 所得が一定額未満)で、まだ

**児童扶養手当・特別児童扶
養手当の手続きを**

【詳細】区役所(1階)の保健
 福祉サービス課

△児童扶養手当▽

①離婚②未婚③父親が死亡
 ・重度障がい者・生死不明・

不妊治療費の助成・相談

■治療費の助成

対象特定不妊治療(体外受精および顕微授精)以外では妊娠
 の見込みが極めて少ないと診断された法律上の夫婦で、一
 定の要件を満たす方。詳しくはお問い合わせを。

助成内容1年度当たり10万円を上限に、治療費の2分の1
 を2年間助成。

申請方法対象となる治療費を支払った日の翌日から60日
 以内に、不妊専門相談センター(中央区南3西11中央保健セ
 ンター内)へ。

■相談

いずれも不妊専門相談センターで実施しています。

〈専門相談～面談〉

医師・カウンセラーが、不妊症の診断や治療方法などの
 専門分野について相談。

申込希望日の1週間前までに同センターへ☎。予約制。

〈一般相談～面談、電話〉

専任の保健師などが、不妊の悩み、治療費助成などに
 ついて相談。

利用方法不妊専門相談センターへ☎、直接。

【詳細】不妊専門相談センター☎511-4500

拘禁・児童遺棄の状態で、父
 親と生計を同じくしていない
 児童(18歳に達した年度末ま
 での間にある児童か20歳未
 満の心身障がい児)を養育して
 いる母親または養育者に支給
 ただし、所得が限度額以上
 の方は支給が停止されます。

△特別児童扶養手当▽

20歳未満の重度または中度
 の心身障がい児を養育してい
 る方に支給されます。ただし
 児童福祉施設に入所している
 場合は支給されません。また
 所得が限度額以上の方は支給
 が停止されます。

※両手当とも、受給要件に該
 当しなくなった場合には届け
 出が必要です。届け出が遅れ
 るとさかのぼって手当をお返